

弁護士法人

堂島法律事務所

DOJIMA LAW OFFICE L.P.C

Since 1965

# 大阪で誕生してから、およそ半世紀 “プロフェッショナリズム”を追求してきました。

## 堂島法律事務所の歴史と理念

当事務所は1965年、関西生まれの3名の弁護士により、当時の日本では珍しかったパートナー型共同事務所の大阪における草分けとして歩み始めました。彼らの志は、弁護士一人一人が専門性を持ちながらも、クライアントに寄り添うために協力し知恵を出し合い、高度かつ総合的なリーガルサービスを提供することにあります。「堂島」は、古くから商人が集まり、貿易が盛んで常に活気が溢れている大阪の商売の中心地の名前であり、また、大阪の法曹街を流れる川の名前でもあります。当事務所は堂島川からその名前を取り、これまで発展を続けてきました。

## 全国展開と多様な業種への対応

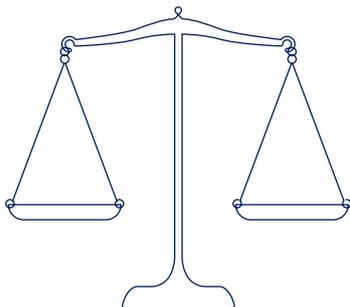
時代の変遷とともに当事務所のクライアント層は全国まで広がり、我が国を代表する上場、非上場の企業の顧問弁護士としてご依頼をいただくようになりました。その業種は、製造、金融、商社、IT、メディア、不動産をはじめ、エネルギー、医療、物流、小売、教育、スタートアップ等多岐にわたります。企業のみならず、大学や日本及び外国の政府機関からの依頼もいただいています。

2010年には幅広いニーズに応えるべく、東京オフィスを開設し、大阪オフィスと密に連携を取りながら日本全国のクライアントにリーガルサービスを提供し続けています。

## 国際案件への対応

経済や技術発展に伴う世界のボーダーレス化に伴い、日本国外の企業からも多くのご依頼を受けることが増えました。英語や中国語を使用するアジア諸国の進出支援や、海外企業の日本市場参入案件において豊富な実績を誇ります。外国法が必要となるケースについても、当事務所のネットワークを駆使、現地法律事務所と連携し、国境を超える案件でもワンストップサービスで対応可能です。

世界情勢や政治的な問題、外交や経済問題、技術革新等日本を取り巻く状況は刻一刻と変化していき、我々弁護士に問われる能力も多様化しています。こうした社会の複雑なニーズにもこたえられるよう、長い60年以上の歴史の中で培い、承継してきたノウハウや経験を活かし、時代や企業の皆様と共に更なる進化を続けます。



これまでも、そしてこれからも、  
皆様に寄り添う法律のプロフェッショナルとして  
ますます頼られる存在となる。  
それが堂島法律事務所の変わらぬ決意であり、  
クライアントの皆様へのお約束です。

# さまざまな実績を持つ弁護士が徹底サポート “総合力”が当事務所の強みです。

## 1 ビジネス展開から紛争まで あらゆる案件に対応します

契約書のレビューや法令チェック等を始めとした一般的な相談から、「戦略的なM&Aを実施したい」「財務リストラをして事業再生を図りたいがどうしたらよいか」「新しい金融商品を売り出したいが問題はないか」「海外取引先が代金を支払ってくれないため現地で債権回収をしたい」といった専門性の高い相談まで、相談内容に応じて専門知識や経験の豊富な弁護士が適切かつ迅速に対応いたします。また、司法書士、行政書士、税理士法人や監査法人、特許事務所、社会保険労務士なども連携し、より幅広い範囲でワンストップ対応いたします。

## 2 多様なバックグラウンドがある 弁護士により 複雑な案件にも対応します

裁判官、検察官、公正取引委員会審査官のOBや中小企業診断士や薬剤師等の他資格を持つ弁護士も在籍しています。また、過去に関東財務局や経済産業省に出向、米国や中国、東南アジアでの海外留学、出向経験がある弁護士も複数います。要望に的確にお応えするために案件に応じて複数の弁護士がチームを組み、知識と経験とパワーを集めて解決に努めます。大規模で複雑な案件、緊急を要する案件なども安心してご相談ください。

## 3 チームワークの強さ

当事務所の弁護士は長年30名程度の規模を維持しておりますが、大規模事務所にはない柔軟性や互いの得意分野等を互いに熟知しているというチームワークの良さが強みの一つとなります。若手のアソシエイトであっても、一人のパートナーに専属でつくのではなく、それぞれの専門性をもつ各パートナーらと共に事件処理をすることになるため、若手であっても豊富な経験と実績があります。60年以上の歴史の中で、高品質なリーガルサービスを維持し、提供し続けるためには、「少数精鋭」が重要なポイントであると考えております。

## 4 世界規模での対応

当事務所は、大阪、東京にオフィスがありますが、リモートを駆使しながら場所を問わず日本全国どこでも対応可能です。それだけでなく、当事務所には海外経験豊富な弁護士が複数在籍しており、彼らが長年培った海外法律事務所とのネットワークを使い、クロスボーダーの案件を処理することも可能です。海外案件は、単に外国法の問題だけでなく、言語や文化、商慣習等多くの要素を踏まえた上で適切かつ迅速な処理が必要となります。こうした法律面以外の要素についても、海外オリジンや留学経験のバックグラウンドがある弁護士らにて、弁護士自身が英語・中国語を使用しながらご対応させていただきます。提携先の海外弁護士(英語圏以外も含む)であっても日本語対応を直接希望する場合は、日本語スピーカーの海外弁護士もご紹介すること可能です。

## 業務内容

多種多様な弁護士のパートナーシップを生かし、  
総合的なリーガルサービスをご提供いたします。

### M&A

企業の経営環境の変化や成長ステージに応じ、経営の効率化、新たな事業領域への取り組み、事業の立て直し、後継者への引継ぎなど、M&Aを検討する目的は様々ですが、その実行にあたっては、M&Aの目的や各社の特性、固有の問題点などに応じた対応が必要不可欠です。

当事務所は、上場企業から中小企業まで、グループ内再編、戦略的M&A、第三者への事業承継、事業再生に伴うM&A、MBOなど、多種多様な企業再編・M&Aを多数取り扱ってきました。また、株式会社だけでなく、医療法人・社会福祉法人・学校法人のM&Aについても実績と知見があります。こうした実績・ノウハウを活かし、当事務所は、会社設立、合併、会社分割、事業譲渡、株式譲渡など、計画段階におけるスキーム策定に対するアドバイスから、法務デュー・ディリジェンス(DD)、条件交渉、契約書その他必要書類のドキュメンテーション、クロージング対応、M&A後の運営(PMI)についてのアドバイスに至るまで、M&Aの各局面において、豊かな経験に裏付けられたリーガルサービスを適時・適切に提供しています。

### 会社法・コーポレート

当事務所では、長年にわたる会社法務の経験・ノウハウのほか、数次に亘る商法・会社法等の改正をフォローし、研鑽を重ねることで得られた会社法・金融商品取引法の深い理解に基づき、上場・非上場を問わず、会社運営等につき、的確・迅速なリーガルサービスを提供しています。

株主総会指導を含む会社法務については、昭和56年商法改正に遡る長年の実績と経験・ノウハウの蓄積を有するほか、金融(銀行・証券会社・金融商品取引業者)、商社(総合・専門)、メーカー(機械・電機・ゴム・化学・製菓など)、不動産(開発・建築・仲介)、デジタル、小売、病院、学校、各種サービス業など、多種多様な企業様・団体様の法律顧問として、多くの経験知を所内で共有・蓄積しています。網羅的かつ的確な支援を提供しています。安定的な総会運営はもちろん、経営権の争奪にかかる動的な総会にも対応しており、瑕疵のない総会運営を支えています。

また、近年目まぐるしい変化を見せているコーポレートガバナンスについても、社外役員経験や企業等出向経験を有する弁護士を中心に各種プレスリリース、コーポレートガバナンス報告書を含む開示書類等、ステークホルダーとの適切な関係構築のための資料作成・レビューや、取締役会の運営・実効性評価に関しても、業態・事業規模に応じた実践的な支援を行っています。

第三者から敵対的買収を受けたときの防衛や委任状争奪戦への対応、平時からの買収防衛策の設計・導入に関しても、実務的かつ適切なアドバイスを行っております。

加えて、中小企業を中心に、経営権争奪事案にも携わっており、総会招集請求、取締役の職務執行停止仮処分・職務代行者選任、反対株主の株式買取請求・価格決定の申立て等についても多くの実績があります。



## 金融法務

当事務所は、銀行、証券会社、第二種金融商品取引業者、投資運用会社、資金決済事業者、投資助言会社等、様々なクライアントに対し、個々の金融取引に係る法的アドバイスをを行うほか、金融規制、リスク管理態勢等に関するアドバイスも日常的に行っています。当事務所には、金融当局に出向した経験のある弁護士が複数在籍し、最新の金融関連法令、自主規制等をキャッチアップしており、最先端の実務を踏まえたアドバイス、リーガルサービスを提供しています。

また、当事務所の弁護士が金融機関のコンプライアンス委員会等の外部委員を務めているほか、金融関連の登録・許認可取得のサポート、オンサイトでの検証を含めた監査業務等、日常的な相談にとどまらない、より専門性の高いリーガルサービスの提供も行っています。

さらに、株式、投資信託、債券、デリバティブその他各種金融商品の販売を巡る紛争案件についても、専門的な知見を有しており、訴訟や金融ADRといった紛争解決手続において、豊富な経験を有しています。

このほか、テクノロジーを駆使して新たな金融サービスを提供する、いわゆるフィンテック(FinTech)関連のスタートアップ企業や仮想通貨取引に関連する業務支援にも、積極的に取り組んでいます。

## 労働

当事務所は、使用者側・労働者側いずれの立場の労働案件においても、豊富な経験と専門性を有する弁護士が在籍しており、様々な労務問題に対応しています。

### ① 使用者側労働案件について

当事務所では、複数の弁護士が経営法曹会議に所属して活動しており、日常的な労務問題の相談対応はもちろん、就業規則や各種規程の作成・見直しに関する相談、社内の人事制度変更に関するコンサルティング、全社的な労務問題の調査プロジェクト委員、セクハラ・パワハラ問題等における事実調査、M&A案件における労務DD等、幅広い案件に対応しています。ハラスメント問題等、労務問題に関する外部セミナーお客様の社内セミナーも多数実施しております。

また、訴訟・労働審判といった裁判所を利用した紛争解決手続のみならず、労働局のあっせん手続きや、労働組合との団体交渉案件にも豊富な経験を有しています。

### ② 労働者側労働案件について

当事務所は、解雇、ハラスメント、未払残業代請求等、労働者の立場からの交渉や訴訟案件を多数取り扱っています。また、労災事故案件においても被害を受けた労働者の方をサポートいたします。当事務所には大規模な労働組合の法律顧問を務める弁護士も在籍しており、労働組合の法的サポート業務も取り扱っています。

## 国際案件

1995年に国際案件の取扱を本格的に開始した当事務所では、留学経験者(米国、中国、東南アジア)やニューヨーク州弁護士資格保有者自身が、英語・中国語を使用して案件に対応しており、日本企業の海外案件(アウトバウンド)、外資系企業の日本国内案件(インバウンド)のいずれにも豊富な経験を有しています。

### 海外展開を細かくサポート

日本企業が事業を海外展開する際、スキーム策定を始めとして、当該国における外資規制やライセンス取得の要否、登録済み商標との類似性を踏まえた権利侵害の有無等様々なことを調査する必要があります。こうしたコンプライアンスチェックについて、当該国の弁護士による調査・報告が必要な場合であっても、弊所国際部門の弁護士らは、日常的に各国の海外法律事務所と密なコミュニケーションを取りながら海外案件を処理していることもあり、即席でチームを作り、対応することが可能です。その他、すでに海外進出済みの子会社に内部通報窓口を設置する業務もサポートしております。海外子会社内での不正リスクを早期発見することを目的として、当該国におけるデータ移転規制等の現地法令を前提に最も効率の良い方法や内部規定をご提案し、日本国外におけるコンプライアンスを強化します。

### 海外取引におけるリスクを低減

日本企業が海外企業と取引をする際、言語の問題だけでなく、準拠法や執行を見据えた紛争解決条項等の綿密な契約書の検討が必要となります。国際的な紛争解決案件の対応にも実績があり、日本商事仲裁協会(JCAA)や米国仲裁手続きの代理人を務め、米国(陪審員裁判のトライアル手続を実施した事案)等世界各国における訴訟手続にも関与したほか、外資系企業や外国人が当事者となっている日本国内の訴訟案件、紛争案件も多数取り扱っております。こうした数々の紛争取扱い経験に裏打ちされた契約書のドラフト・レビューやアドバイスを得意としています。

### クロスボーダー M&A

国際的なM&Aについては、日本企業が海外企業を買収する際に、海外法律事務所と提携して現地の法務DDや契約書のレビューを行うこともありますし、逆に、海外企業が日本企業を買収する際の日本側の法務DDを弊所にて行うことも多くあります。後者については、買収の実行にあたり、日本の会社法(場合によっては独占禁止法等の競争法が関係する場合もあります)が要求する手続を踏まえた上でのアドバイスが必要となりますが、こうしたコーポレート分野については、前述のとおり当事務所が最も得意とする一つの分野となるため、実務を踏まえた適切なアドバイスが可能です。

### 外国企業の日本進出サポート

近年増加している外国企業の日本進出案件にも対応しています。進出時におけるスキーム策定にあたっての日本法のコンプライアンスチェックや取得すべき許認可や法規制等の調査、報告も得意としています。外国企業の日本での会社設立にあたり登記やビザの取得、銀行口座開設が必要な業務については、提携する外国語対応可能な行政書士や司法書士と共にワンストップでご対応します。会社設立後は、顧問弁護士として契約書のレビュー、労務相談や取引先とのトラブル、債権回収等を含め、弁護士自身が英語・中国語を使って対応します。

## 訴訟・調停・国際仲裁

当事務所では、創設以来、緻密な証拠検討、詳細なヒアリングを通じた事実の的確な把握、法令・判例法理の深い理解に根ざした主張・立証の構築・展開、強力な弁論・書面作成力、研鑽と実践を重ねた尋問技術により、数多くの訴訟案件において、依頼者の正当な権利の実現に寄与してまいりました。当事務所所属の弁護士は、弁護士業務の基盤を成すものとして、訴訟や調停、国際仲裁その他の紛争解決手続に精通するべく、日々、実践と研鑽を重ねています。また、当事務所には、裁判所の調停官・調停委員や、日本商事仲裁協会の商事仲裁の仲裁人、弁護士会の紛争解決センターの仲裁人を経験した弁護士も在籍しており、事案に応じて、調停・ADRの効果的な利用を提案しています。



## 不動産

当事務所は、不動産開発デベロッパー、不動産仲介会社、建築請負会社等の顧問先に対して、不動産の売買・賃貸・建築及び管理等に関して、多数かつ広範に法的助言を行っております。上記顧問先に限らず、一般の事業会社、個人の依頼者等に対しても、不動産の売買や賃貸借、境界、太陽光発電、マンションに関する問題、建設工事の代金や瑕疵(契約不適合)に関する問題、土地区画整理事業・都市再開発事業に関する問題、近隣問題(日影規制等各種規制に関するクレーム)、不動産取引に伴う様々なトラブルなどに関して、取引スキームの策定、契約書の作成、関係者との協議・交渉、調停・訴訟等の係争案件の処理等の不動産に関するリーガルサービスを提供しています。

## 知的財産(特許権等産業権・著作権・不正競争防止法など)

当事務所は、特許権や商標権、著作権といった知的財産権に関する侵害訴訟や各種審判、商品等表示や商品形態、営業秘密に関する不正競争防止法関連の紛争処理を手がけてきたほか、知的財産法では保護されないノウハウを巡る紛争についても知見を有しております。また、技術やブランド、著作権に関するライセンス契約のほか、共同開発契約などの各種契約書の作成・審査も行っております。

紛争処理や契約書作成・審査業務に際しては、技術やデザインについて高度な専門的知見を有する弁理士とも必要に応じて臨機応変に連携し、対応に当たっています。

さらには、企業活動の持続可能性を維持すべく、営業秘密などの情報管理体制構築に対する助言も行うなど、知的財産に関する案件を多数取り扱っております。

そのほか、景品表示法に対する知見も有し、主にB to Cビジネスにおける広告宣伝や景品表示に関する審査も行っております。

## 個人情報保護・情報法

当事務所では、2003(平成15)の個人情報の保護に関する法律(「個人情報保護法」)など個人情報保護関連五法成立当初から、制度内容の検討を進め、個人情報保護士等の民間認定資格の取得等、各自が研鑽に努め、クライアントの皆さまに対し、個人情報保護法遵守のための体制整備についてのアドバイスや研修の提供を行ってきました。また、不正競争防止法上の営業秘密管理体制をはじめとする情報セキュリティ体制の構築・運用についても早くからコンプライアンス体制構築の一環としてご相談に応じております。

近年、企業は、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、すなわち、情報・データの積極的な利活用を通じた、ビジネスの質的な転換を求められています。当事務所には、こうしたデータビジネスの特性・AIを含むデータ処理技術に精通した弁護士が複数在籍するほか、実際にデータビジネスの開発に関与したユニークな経験を持つメンバーもあり、DXを推進する企業の皆様に対して、これらの知見・経験を最大限活かした、より実践的なリーガルサービスを提供しています。

## 競争法

競争法分野においては、近年、独占禁止法を中心に法改正が重ねられることにより、規制が厳格化し、公正取引委員会による法執行も強化されるとともに専門化しています。また、M&Aや事業承継の需要増加に伴い、国内外の企業結合は増加傾向にあり、企業結合審査への対応の必要性も増加しております。

このような状況も踏まえ、当事務所では、公正取引委員会で20年の経験を持つ弁護士を中心に、当局内での実務経験やこれまでの相談実績や対応実績を生かし、平時の企業活動について、独占禁止法、不正競争防止法、下請法等に関する法的助言を行う他、企業結合審査における当局対応や新規ビジネスの際のコンサルティング、改正法や最新の実務動向を取り入れた社内研修や講師派遣にも広く対応しております。

さらに、審判事件への関与実績や審判官として勤務した弁護士の経験・ノウハウを踏まえ、当局の調査対応や関連訴訟等にも対応しております。

## 医療・介護・薬事

当事務所では、心身ともに深刻な被害を受けた患者とご家族のお気持ちに寄り添うことを第一として、複雑な内容の医療過誤事件に積極的に取り組んでいます。医学専門書や医療判例解説等の専門誌を導入し、医学的な専門知識の習得のために研鑽を重ねるとともに、協力医へ相談できる体制を整えています。また、診療科目や医療機関側の過失の有無等に応じて、患者の救済制度(産科医療補償制度、医薬品副作用被害救済制度等)の申請の可否についてもあわせて検討しています。

また、介護福祉・障害福祉を専門分野とする弁護士を中心に、介護福祉サービスの事業者側・利用者側の双方の支援業務を手がけています。

他に、これまで、商社や医薬品メーカー、薬局などのクライアントより、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等を対象とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」いわゆる「薬機法」関連のご相談、許認可・届出等に関する問題や広告規制、コンプライアンス問題への対応など、多岐にわたってご相談を承っており、事後的な法律問題への対応のみならず、問題を未然に防止するための対策についての指導、アドバイスにも対応しています。

また、医療関係業界のM&Aや組織再編についても、薬機法関連の知見や豊富な経験を活かしたアドバイスを行っています。

## スタートアップ法務

当事務所は、スタートアップ企業の皆様に対して、資金調達、POC・本番サービス導入、大企業とのパートナーリング、M&A・IPOなど、全てのステージにおける一貫したリーガルサポートを提供しています。グローバルスタートアップに外向経験のある弁護士も在籍しており、スタートアップのマインドや最先端技術への知見を踏まえたスピーディかつグローバルなサポートが可能です。

また、昨今、企業側でも海外も含めたスタートアップの先端ソリューションの積極的な利活用が進んできています。当事務所は、企業とスタートアップとの協業支援のほか、シリコンバレーを含むスタートアップ・VCファンドへの戦略的投資やスタートアップ買収案件への法的支援業務について豊富な実績があり、これらの経験を踏まえた適切なアドバイスを提供しています。

## 危機管理・コンプライアンス

当事務所では、危機管理業務や各種法分野に関する専門的な知識と豊富な経験も踏まえ、第三者委員会・独立調査委員会等における外部調査、社内調査の支援、監督官庁等の官公庁対応、マスコミ対応、証券取引所や株主等への対応、捜査機関による取調べや刑事事件への対応など、企業の危機対応に関するリーガル・サービスを提供しています。

さらに、不祥事等の危機の発生を未然に防止し、法令等を遵守した企業活動を行うため、予防法務の観点から、企業経営の適法性をチェックするシステムの構築・運用に関するアドバイス、内部統制システムの構築に関するアドバイス、国内だけでなく、国外子会社を含めた内部通報制度の構築・整備に関するアドバイスや外部通報窓口の受託、社内マニュアルの策定、セミナー等の社内研修・教育の実施など、コンプライアンス体制の構築、運用に関するリーガル・サービスも提供しています。

## 受賞歴

当事務所の弁護士は継続的に、  
企業法務、倒産、刑事の分野にて  
「Best Lawyers in Japan」に選ばれています。

この評価は、60年以上にわたる当事務所の豊富な経験と、日本および国際的なクライアントへの貢献を認められた結果です。国内外の大手企業との取引実績を有し、複雑なリーガル課題に対して的確なアドバイスを提供できる専門家集団であることを示しています。

当事務所は、これからも高度な専門性と実績を活かし、クライアントに最高水準のリーガルサービスを提供してまいります。



## 公職歴

当事務所創設から60年以上にわたる歴史の中で、  
日本弁護士連合会または大阪弁護士会の中で  
以下の公職者を輩出しております。

- 日本弁護士連合会副会長
- 大阪弁護士会会長
- 大阪弁護士会副会長

当事務所は、公益活動の一環として、弁護士会会員のためにも数々の貢献をしてきましたが、弁護士会内の委員会を通じた市民への公益活動、弁護団活動等も多くの実績があります。

## 提携先法律事務所、会計事務所所在地



- 米国各州
- 英国
- 中国大陸、香港、マカオ、台湾
- 韓国
- シンガポール
- タイ
- ベトナム
- インドネシア
- マレーシア 等

## 加盟ネットワーク：World Link for Law(WLL)等

2021年には厳格な審査を経て、当事務所はWLLに加入しました。WLLは世界中にメンバーを擁する法律事務所ネットワークの一つであり、当事務所は日本で唯一の加盟事務所です。このネットワークを通じて、海外事務所から日本に関連する案件の紹介を頻繁に受けています。また、このネットワークを活かした日本企業によるアウトバウンド支援や債権回収等も行っています。当事務所のパートナーは、このネットワークのウェビナー講師(日本法担当)としても活躍しています。

そのほか、国際部門パートナーが、Inter-Pacific Bar Association(環太平洋法曹協会。「IPBA」)のAt-Large Councilを務め国際的に注目される協会の中でも役職を有したり、世界各国で開催される協会の年次大会に参加する等して、積極的に国際交流を行い、現在もなお日々ネットワークを拡大しています

## 書籍等

日本国内では、各弁護士が企業法務や倒産法を始めとした様々な分野で多数の論文や書籍の執筆をしています。国際分野についても、東南アジアのコーポレートガバナンスや中国法プラクティスに関する書籍を出版、論文を執筆しており、刻一刻と変化する外国法の研究にも尽力しています。

## 大阪事務所

〒541-0041  
 大阪市中央区北浜2丁目3番9号  
 入商八木ビル(受付3階)  
 TEL : 06-6201-0361  
 FAX : 06-6201-0362



- 京阪本線・大阪メトロ堺筋線「北浜駅」2番出口 徒歩1分

## 東京事務所

〒101-0051  
 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地  
 高橋ビル(受付8階)  
 TEL : 03-6272-6847  
 FAX : 03-6272-6848



- 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線「神保町駅」A2番出口 靖国通りを西へ徒歩2分
- 東京メトロ東西線「九段下駅」5番出口 靖国通りを東へ徒歩4分
- JR総武線「水道橋駅」西口 水道橋西通りを南へ徒歩8分

弁護士法人 堂島法律事務所

<https://www.dojima.gr.jp/>

